



小規模事業者持続化補助金のご案内

<一般型>(令和元年度補正予算・令和3年度補正予算)

小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更等に対応するために取り組む販路開拓等の取組の経費の一部を補助することにより、地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とします。本補助金事業は持続的な経営に向けた経営計画に基づく、地道な販路開拓等の取組や、その取組と併せて行う業務効率化(生産性向上)の取組を支援するため、それに要する経費の一部を補助するものです。本補助金は地域の商工会の助言等を得て取り組むもので、申請にあたり商工会が発行する事業支援計画書(様式4)が必要です。経営支援員(佐藤/小川)にご相談ください。



令和4年度は、従来あった「コロナ特別対応型」「低感染リスク型」は廃止され、「一般型」が下記の通り6つの枠に拡充されました<<いずれか一つの枠のみ申請が可能です>>

類 型	通常枠	賃上げ 引き上げ枠	卒業枠	後継者支援枠	創業枠	インボイス枠
補 助 率	2/3	2/3 【赤字事業者は3/4】	2/3	2/3	2/3	2/3
補 助 上 限	50万円	200万円	200万円	200万円	200万円	100万円
追加申請要件	—	あり	あり	あり	あり	あり
申 請 要 件	<p>本補助金の補助対象者は、(1)から(4)に掲げる要件をいずれも満たす日本国内に所在する小規模事業者(個人、又は日本国内に本店を有する法人)等(単独または複数)であることとします。</p> <p>(1)小規模事業者である (2)資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されていないこと(法人のみ) (3)確定している(申告済)直近過去3年分の「各年」又は「各事業年度」の課税所得の年平均額が15億円を超えていないこと (4)本補助金の受付締切日の前10か月以内に、先行する受付締切回で採択を受けて、補助事業を実施した(している)者でないこと(共同申請の参画事業者の場合も含む)</p>	<p>◆追加申請要件 補助事業の終了時点において、事業場内最低賃金が地域別最低賃金より+30円以上であること。ただし、この要件を満たさない場合は、補助金の交付は行いません。なお、すでに事業場内最低賃金が地域別最低賃金より+30円以上を達成している場合は、現在支給している、事業場内最低賃金より+30円以上とする必要あり。</p> <p>◆赤字事業者 「賃上げ枠」に取り組む事業者のうち、直近1期または直近1年間の課税所得金額がゼロである事業者</p>	<p>◆追加申請要件 補助事業の終了時点において、常時使用する従業員の数を増やし、小規模事業者の従業員数を超過して規模を拡大すること。ただし、この要件を満たさない場合は、補助金の交付は行いません。</p> <p>※常時使用する従業員の考え方は、HPより「参考資料」を参照ください。</p>	<p>◆追加申請要件 申請時において、「アトツギ甲子園(※)」のファイナリストになった事業者であること。</p> <p>※アトツギ甲子園ホームページ(https://atotsugi-koshien.go.jp/)</p> 	<p>◆追加申請要件 産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援等事業者」が実施した「特定創業支援等事業」による支援を公募締切時から起算して過去3か年の間に受け開業した事業者であること。</p>	<p>◆追加申請要件 2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、インボイス(適格請求書)発行事業者の登録が確認できた事業者であること。ただし、補助事業の終了時点でこの要件を満たさない場合は、補助金の交付は行いません。</p> <p>※インボイス対応を見据えたデジタル化に関する補助は、IT導入補助金をご活用ください。</p>



第8回受付締切: **2022年6月3日(金)** (締切日当日消印有効) **電子申請または郵送**

※事業支援計画書(様式4)発行の受付締切は2022年5月27日(金)

全国商工会連合会
ホームページ



全国商工会連合会 🔍検索

<https://www.shokokai.or.jp/jizokuka.r1h/>

公募要領



京都府商工会連合 🔍検索

→持続化補助金一般型→公募要領

ガイドブック



全国商工会連合会 🔍検索

→持続化補助金一般型→ガイドブック

資料・様式集



京都府商工会連合 🔍検索

→持続化補助金一般型→資料様式集

参考資料



京都府商工会連合 🔍検索

→持続化補助金一般型→参考資料

電子申請



gBizID 🔍検索

<https://gbiz-id.go.jp/>